

## 議案第39号

### 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

### 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 (第14条関係)

区分	規模
小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。） 他の建築物移動等円滑化基準（令第14条第1項に定める基準を除く。）を適用する場合
特別支援学校	エレベーターの場合 略
略	
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略

別表第1 (第14条関係)

区分	規模
特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）
略	
特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略

略

略

備考 略

備考 略

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。